

開会の日時、場所

年月日 令和5年3月2日（木曜日）
開会 午後6時38分
散会 午後7時13分
場所 第7委員会室

本委員会に付託された事件

- 1 甲第1号議案 令和5年度沖縄県一般会計予算
- 2 甲第2号議案 令和5年度沖縄県農業改良資金特別会計予算
- 3 甲第3号議案 令和5年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 4 甲第4号議案 令和5年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算
- 5 甲第5号議案 令和5年度沖縄県下地島空港特別会計予算
- 6 甲第6号議案 令和5年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
- 7 甲第7号議案 令和5年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算
- 8 甲第8号議案 令和5年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 9 甲第9号議案 令和5年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算
- 10 甲第10号議案 令和5年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算
- 11 甲第11号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 12 甲第12号議案 令和5年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算
- 13 甲第13号議案 令和5年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算
- 14 甲第14号議案 令和5年度沖縄県産業振興基金特別会計予算
- 15 甲第15号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計予算
- 16 甲第16号議案 令和5年度沖縄県中城湾港マ

- リン・タウン特別会計予算
令和5年度沖縄県駐車場事業特別会計予算
- 17 甲第17号議案 令和5年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計予算
- 18 甲第18号議案 令和5年度沖縄県公債管理特別会計予算
- 19 甲第19号議案 令和5年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算
- 20 甲第20号議案 令和5年度沖縄県病院事業会計予算
- 21 甲第21号議案 令和5年度沖縄県水道事業会計予算
- 22 甲第22号議案 令和5年度沖縄県工業用水道事業会計予算
- 23 甲第23号議案 令和5年度沖縄県流域下水道事業会計予算
- 24 甲第24号議案 令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第7号）
- 25 甲第25号議案 令和4年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 26 甲第26号議案 令和4年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算（第1号）
- 27 甲第27号議案 令和4年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 28 甲第28号議案 令和4年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 29 甲第29号議案 令和4年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 30 甲第30号議案 令和4年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 31 甲第31号議案 令和4年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 32 甲第32号議案 令和4年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 33 甲第33号議案

- 34 甲第34号議案 瀬地区)臨海土地造成事業特別会計補正予算(第1号) 令和4年度沖縄県公債管理特別会計補正予算(第1号)
- 35 甲第35号議案 令和4年度沖縄県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 36 甲第36号議案 令和4年度沖縄県病院事業会計補正予算(第2号)

上里善清 照屋大河
比嘉京子 島袋恵祐
瀬長美佐雄 國仲昌二
仲村未央 平良昭一
仲宗根 悟 上原 章
當間盛夫

委員の選任

令和5年3月2日、本委員会の委員は議長の指名で次のとおり選任された。

下地康教	石原朝子
仲村家治	西銘啓史郎
大浜一郎	花城大輔
中川京貴	上里善清
照屋大河	比嘉京子
島袋恵祐	瀬長美佐雄
比嘉瑞己	國仲昌二
仲村未央	平良昭一
仲宗根 悟	上原 章
當間盛夫	

本日の委員会に付した事件

- 1 委員長の互選
- 2 副委員長の互選
- 3 予算特別委員会運営要領について
- 4 理事の選任
- 5 参考人招致について(追加議題)

委員長、副委員長の互選

令和5年3月2日、比嘉瑞己君が委員長に、石原朝子さんが副委員長に選任された。

理事の選任

令和5年3月2日、理事に下地康教君、仲村家治君、上里善清君、國仲昌二君及び仲宗根悟君が選任された。

出席委員

委員長	比嘉瑞己
副委員長	石原朝子
委員	下地康教 仲村家治
	西銘啓史郎 大浜一郎
	花城大輔 中川京貴

○新垣伸弥議会議務局政務調査課主幹 開会前に、事務局から説明いたします。

予算特別委員会設置後、初めての委員会でありますので、委員長及び副委員長の互選を行う必要があります。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第7条第2項の規定により、年長の委員が行うことになっております。

出席委員中、比嘉京子委員が年長者であります。

よって、この際、比嘉京子委員に委員長の互選に関する職務をお願いいたします。

比嘉京子委員、委員長席に御着席願います。

(比嘉京子委員、委員長席に着席)

○比嘉京子年長委員 ただいまから、予算特別委員会を開会いたします。

去る2月7日の議会運営委員会において、沖縄県議会における新型コロナウイルス感染症対策について、制限緩和の方向で一部改正されましたことから、委員会室における委員席及び執行部席等につきましても、従来のに戻すことにいたします。

なお、委員席につきましても、ただいま御着席のとおりといたしますので、御了承をお願いいたします。

委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長互選の職務を行います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

これより、委員長の互選を行います。

委員長の互選は、指名推選による方法と投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○比嘉京子年長委員 再開いたします。

委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおり、指名推選によることとし、私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、比嘉瑞己委員を指名いたし

ます。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉京子年長委員 御異議なしと認めます。

よって、委員長には、比嘉瑞己委員が選任されました。

ただいま委員長が選任されましたので、委員長と交代いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、年長委員退席。委員長着席)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

このたび、委員各位の御推挙により、予算特別委員長に就任いたしました比嘉瑞己でございます。

委員会の運営につきましては、公正・中立を旨とし、円滑に進めてまいりたいと存じますので、委員各位の御指導と御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で、委員長の互選は終わりました。

○比嘉瑞己委員長 次に、副委員長の互選を行います。

副委員長の互選は、指名推選による方法と、投票による方法がありますが、いずれの方法によるか御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、互選の方法等について協議)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

副委員長の互選については、休憩中に御協議いたしましたとおりに、指名推選によることとし、委員長の私から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、石原朝子委員を指名いたします。

ただいまの指名に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、副委員長には、石原朝子委員が選任されました。

ただいま副委員長が選任されましたので、御挨拶を自席でお願いいたします。

○石原朝子委員 ただいま、副委員長に選任されました石原朝子です。

委員長をしっかりと支えつつ、皆様の御協力も得ながら、委員会の円滑な運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○比嘉瑞己委員長 以上で、副委員長の互選は終わりました。

○比嘉瑞己委員長 次に、予算特別委員会運営要領についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、事務局から予算特別委員会運営要領案の概要説明後に、要領案について協議を行った。)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

予算特別委員会運営要領につきましては、休憩中に御協議いただきましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

○比嘉瑞己委員長 次に、ただいま決定されました予算特別委員会運営要領に基づき、理事5人の選任について御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、理事の選任について協議)

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

理事5人の選任について、お諮りいたします。

理事に上里善清委員、國仲昌二委員、仲宗根悟委員、下地康教委員及び仲村家治委員の5人を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

理事の皆さんには、委員会の円滑な運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

○比嘉瑞己委員長 それでは、沖縄電力株式会社関係者及び値上げに影響のある団体等の参考人招致について協議いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から、3月1日に行われた各派代表者会において、電気料金の値上げ改定について沖縄電力株式会社から意見を聴取する必要性について協議が行われ、議長から予算特別委員長に対し、沖縄電力株式会社関係者及び電気料金の値上げに伴い影響のある団体等の参考人招致について申し送りがあったとの説明があり、議題の

追加について協議した結果、追加することで意見の一致を見た。）

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定に係る参考人招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これより、沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定に係る参考人招致についてを議題といたします。休憩いたします。

（休憩中に、参考人招致について協議した結果、参考人として沖縄電力株式会社関係者の出席を求め意見を聞くこととし、日程等の詳細については委員長に一任することで意見の一致を見た。値上げに伴い影響のある団体等については理事会で選定し、後日本委員会に諮ることで意見の一致を見た。また、参考人招致の実施方法について協議した結果、本委員会の委員数に応じて各会派へ時間を配分し実施することで意見の一致を見た。）

○比嘉瑞己委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

沖縄電力株式会社の電気料金の値上げ改定についてに係る審査のため、参考人の出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することとし、その他の細部については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○比嘉瑞己委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

理事の皆さんは引き続き残ってください。

次回は、3月6日月曜日午前10時から委員会を開き、甲第25号議案から甲第36号議案までの審査を行います。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

予算特別委員会運営要領

この要領は、「予算議案の審査等に関する基本的事項（常任委員会に対する調査依頼について）」（令和4年2月21日議会運営委員会決定）に定めるもののほか、予算特別委員会の運営及び審査等に関し必要な事項を下記のとおり定めることにより、予算特別委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 予算特別委員会の開催場所について

予算特別委員会は、第7委員会室で行うものとする。

2 委員席の配置について

委員席は別紙1のとおりとする。

3 審査日程について

審査日程は別紙2のとおりとする。ただし、審査の都合により必要があるときは、予算特別委員会に諮り変更することができる。

4 各常任委員会に対する調査依頼について

- (1) 当初予算の審査は、予算特別委員会において概要説明を聴取し、大局的な観点からの質疑等を行った後、様式1により所管の常任委員会に調査を依頼するものとする。
- (2) 常任委員会は調査終了後、様式2により予算調査報告書（以下「調査報告書」という。）を予算特別委員会に提出するものとする。
- (3) 予算議案の審査等に関する基本的事項5（4）に係る予算特別委員への調査報告書の配付については、タブレットに格納するものとする。

5 説明員について

- (1) 補正予算の概要説明は総務部長及び病院事業局長が行うものとする。
- (2) 当初予算の概要説明は総務部長が行い、室部局長（会計管理者及び各種委員会事務局長を除く）出席の上、大局的な観点から質疑を行うものとする。

6 質疑の要領について

- (1) 補正予算
 - ① 質疑の時間は委員1人10分とする。
 - ② 各委員の質疑の時間は出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡をする委員はあらかじめ委員長に譲渡する時間及び譲渡をされる委員について報告する。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならないものとする。
 - ③ 質疑の時間には答弁時間は含まないものとする。
 - ④ 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
 - ⑤ 質疑は一問一答方式により、自席に着席したままで行うものとする。
 - ⑥ 質疑の順序は多数会派順とする。
- (2) 当初予算の概要説明
 - ① 質疑は会派代表の委員1人が行うものとする。なお、質疑を行う会派は、委員名を3月6日（月）の補正予算審査日の正午までに、政務調査課に報告するものとする。

- ② 質疑の時間は7分とする。
- ③ 質疑は大局的な観点から、予算編成の基本的な考え方、室部局の予算体系などについて行うものとし、資料は、「沖縄県一般会計予算（案）の概要」、「当初予算（案）施策概要」、「当初予算（案）説明資料」及び「当初予算（案）概要（部局別）」などを使用する。
- ④ その他の質疑の要領については、上記(1)の規定を準用する。

7 総括質疑について

- (1) 総括質疑の通告締切日時は、予算特別委員会において総括質疑を行う日の前日（県の休日を除く。）の正午とし、様式3により政務調査課に提出するものとする。
- (2) 総括質疑の項目、方法、時間及び順序等は、委員会に諮って決定するものとする。

8 理事会について

- (1) 理事会は、委員長、副委員長及び理事5人をもって構成する。
- (2) 理事は、委員会に諮って指名する。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 理事会は、総括質疑の項目、方法、時間及び順序等について協議を行うものとする。

雑 則

以上のほか、委員会の運営について必要な事項は、その都度委員会に諮って定めるものとする。

委員席の配置

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

(録音・計時) 議 会 事 務 局				補 助 答 弁 席
----------------------	--	--	--	--------------

議 会 事 務 局
比 嘉 瑞 己 委 員 長

説	明	員
---	---	---

/	照屋大河委員	上里善清委員
---	--------	--------

仲村家治委員	石原朝子委員	下地康教委員
--------	--------	--------

瀬長美佐雄委員	島袋恵祐委員	比嘉京子委員
---------	--------	--------

花城大輔委員	大浜一郎委員	西銘啓史郎委員
--------	--------	---------

仲村未央委員	國仲昌二委員	
--------	--------	--

當間盛夫委員	上原章委員	中川京貴委員
--------	-------	--------

	仲宗根悟委員	平良昭一委員
--	--------	--------

--	--	--

--	--	--

--	--	--

予算議案の審査日程

年月日	曜日	時 間	事 項	関係室部局等
令和 5 年 3 月 2 日	木	本会議及び 各委員会 終了後	予算特別委員会 ・委員長及び副委員長の互選 ・委員会運営要領の件 ・理事の選任	
3 月 6 日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和 4 年度補正予算審査	知 事 公 室 総 務 部 企 画 部 環 境 部 子 ども 生 活 福 祉 部 保 健 医 療 部 農 林 水 産 部 商 工 労 働 部 文 化 観 光 ス ポ ー ツ 部 土 木 建 築 部 病 院 事 業 局 教 育 委 員 会 公 安 委 員 会
3 月 7 日	火	常任委員会 終了後	予算特別委員会 ・令和 4 年度補正予算採決	
3 月 9 日	木	午前10時	本会議 ・補正予算委員長報告・採決	関 係 室 部 局
		本 会 議 終 了 後	予算特別委員会 ・令和 5 年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算 (概要説明及び質疑) ・各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
3 月 10 日	金	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査	関 係 室 部 局
3 月 13 日	月	午前10時	各常任委員会 ・所管事務に係る予算議案の調査 ・予算調査報告書記載内容等についての協議	関 係 室 部 局
3 月 15 日	水		・予算特別委員への予算調査報告書の配付	報 告 書 配 付 (正 午)
3 月 16 日	木	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑の方法等について協議	
3 月 17 日	金		・総括質疑通告書の提出	総 括 質 疑 通 告 締 切 (正 午)
3 月 20 日	月	午前10時	予算特別委員会 ・総括質疑	知 事 等 関 係 室 部 局
3 月 27 日	月	午前10時	予算特別委員会 ・令和 5 年度当初予算採決	

様式 1

令和 年 月 日

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇 殿

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇

予算議案の調査依頼について

本委員会に付託された予算議案のうち、下記について貴委員会において調査を行っていただくようお願いいたします。

なお、調査結果につきましては、月 日までに御報告くださいますようお願い申し上げます。

記

(例)

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県一般会計予算（〇〇〇〇委員会所管分）

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇特別会計予算

甲第〇号議案 令和〇年度沖縄県〇〇〇〇〇〇事業会計予算

様式 2

令和 年 月 日

予算特別委員長
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇〇〇委員長
〇 〇 〇 〇

予算調査報告書

月 日に依頼のあった予算議案の調査について、委員会における調査の結果を下記のとおり報告します。

記

1 委員会における審査概要

別紙議事録（速報版）のとおり

2 知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項（総括質疑）

別紙1のとおり

3 その他委員から特に申出のあった事項

別紙2のとおり

※（特になし）

様式 3

令和 年 月 日 午前・午後 時 分 受付

質 疑 発 言 通 告

質
疑
の
要
旨

上記により質疑したいので、予算特別委員会運営要領の規定により通告します。

令和 年 月 日

予算特別委員

印

予算特別委員長 殿

※ 記載例は、議会運営委員会決定事項集「17 発言通告書の記載方法等について」の記載例を御覧ください

予算議案の審査等に関する基本的事項 (常任委員会に対する調査依頼について)

予算議案の審査については、その効率的で充実した審査に資することを目的とし、各常任委員会において予算特別委員会から調査依頼を受け、専門的な立場から所管事務に係る予算事項を調査する方式としたところである。こうした予算議案の審査・調査に当たっては、下記の基本的事項を定めることにより、予算特別委員会及び各常任委員会の円滑な運営に資するものとする。

記

1 予算議案の審査について

補正予算の審査については予算特別委員会において行うこととし、当初予算の審査については、概要説明を予算特別委員会で行った後、室部局に係る事項について所管の常任委員会に依頼して調査を行うものとする。

2 審査日程について

予算議案の審査日程はおおむね別紙1のとおりとし、具体的な予算特別委員会の審査日程は同委員会において決定するものとする。

3 調査依頼事項について

- (1) 各常任委員会に対する調査依頼事項は、沖縄県議会委員会条例第2条に規定する所管事務に係る予算事項とする。
- (2) 調査依頼に関する様式は別に定めるものとする。

4 各常任委員会における調査について

- (1) 質疑の時間は、各審査日委員1人10分とする。
- (2) 各委員の質疑の時間は、出席委員間で相互に譲渡することができるものとする。その場合、譲渡する委員はあらかじめ委員長に譲渡する日、時間及び譲渡をされる委員について報告するものとする。また、譲渡をする委員は譲渡をされた委員が質疑する間は着席しなければならない。
- (3) 質疑の時間には、答弁時間は含まないものとする。
- (4) 質疑時間終了5分前に1回、1分前に2回及び終了時に5回それぞれ電子音等で報知する。
- (5) 質疑の順序については多数会派順とする。なお、2日目は第2多数会派から質疑を行い、第1多数会派は最後に行うものとする。
- (6) 各常任委員会での採決は行わないものとする。

5 予算調査報告書の作成及び配付について

- (1) 予算調査報告書(以下「調査報告書」という。)は、各常任委員会での協議に基づき各常任委員長が作成するものとする。この場合、各常任委員会での協議を省略して調査報告書の作成を各常任委員長に一任することができるものとする。
- (2) 調査報告書に記載する事項は、各常任委員会における審査概要、予算特別委員会において知事等に対し改めて質疑が必要とされる事項(以下「総括質疑」という。)及びその他委員から特に申出のあった事項とする。
- (3) 総括質疑について

ア 各常任委員会における質疑において、総括質疑を提起しようとする委員は、その該当事項を総括質疑とする旨を発言するものとする。

イ 各常任委員会における質疑終了後、総括質疑を提起しようとする委員がその理由等を説明した後、予算特別委員会における総括質疑についての意見交換や当該事項の整理を行った上で、予算特別委員会に報告するものとする。

ウ 各常任委員会における上記イの意見交換や整理の中において、総括質疑として報告することについて反対の意見が述べられた場合には、予算特別委員会に報告する際にその意見も併せて報告するものとする。

(4) 調査報告書は、予算特別委員会において総括質疑の方法等について協議する日の正午までに予算特別委員に配付するものとする。

(5) 調査報告書の様式は別に定めるものとする。

6 総括質疑について

(1) 審査の最終日に知事等の出席を求め、当初予算について大局的な観点から総括質疑を行うものとする。

(2) 限られた時間の中で県民にとって有益な議論となるよう、質疑項目の絞り込みを行うものとする。

(3) 総括質疑の時間は、2時間（午前中）をめぐり終了するものとする。

(4) 質疑を行う委員は、あらかじめ文書によりその内容を通告するものとする。

7 質疑の時間及び方法等について

予算特別委員会における質疑の時間及び方法その他必要な事項は同委員会において決定するものとする。

8 理事会について

予算特別委員会の円滑な運営等を図るための調整、協議等を行うため同委員会に理事会を設置するものとする。

予算議案の審査日程

年月日	委員会等	時間	事項	関係室部局等
2月 定例会 会期中 (1日目)	予算特別委員会	本会議及 び各委員 会終了後	○委員長及び副委員長の互選 ○委員会運営要領の件 ○理事の選任 ○各常任委員会に対する調査依頼の件(当初予算)	
以降 開会中 (2日目)	予算特別委員会	午前10時	○令和元年度補正予算審査	関係室部局
(3日目)	予算特別委員会	各常任 委員会 終了後	○令和元年度補正予算採決	
(4日目)			○議案整理日	
(5日目)	本会議	午前10時	○補正予算委員長報告・採決	
	予算特別委員会	本会議 終了後	○令和2年度一般会計・特別会計予算及び企業会計予算(概要説明)	総務部 関係室部局
(6日目)	常任委員会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査	関係室部局
(7日目)	常任委員会	午前10時	○所管事務に係る予算議案の調査 ○予算調査報告書記載内容等についての協議	関係室部局
(8日目)			○予算調査報告書整理日	
(9日目)			○予算調査報告書整理日	
(10日目)	予算特別委員会	午後	○予算特別委員への予算調査報告書の配付	報告書配付時刻： 正午
			○総括質疑の方法等についての協議	
(11日目)			○総括質疑通告書の提出	総括質疑通告締切 (正午)
(12日目)	予算特別委員会	午前10時	○総括質疑	知事等 関係室部局
	常任委員会			
	常任委員会			
	常任委員会			
(13日目)	予算特別委員会	午前10時	○採決	

沖縄県議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

年 長 委 員 比 嘉 京 子

委 員 長 比 嘉 瑞 己